

**「令和3・4年度建設工事、測量及び建設コンサルタント入札参加資格審査」
に関するQ & A（県外業者用）**

概要について

- Q. 「提出要領・申請用紙」はどこで配布しているのか？
- A. 県技術・建設業課ホームページからのエクセルファイルダウンロードのみとなっております。
なお、紙申請での受付は予定しておりません。
提出方法は、データ（CD-R）と申請書（添付書類を含めフラットファイルに綴る）
控えについては、作成された申請書のみでも可（ホッチキス等でとめること）
- Q. 入札参加資格審査の申請はいつからか？どこに出せばよいか？
- A. 県外業者については、12/15（火）～28（月）の間に、郵送で申請を受け付けます。

経営規模等評価通知書・総合評定値通知書について

- Q. 令和元年7月1日から令和2年6月30日までの通知書が申請中のため提出することができない場合はどうしたらいいのか？
- A. 申請中の受付印のある申請書の写しと前回の通知書を添付してください。

申請書データについて

- Q. 申請するデータはいくつになりますか。
- A. 【県外工事】・・・「建設申請〇〇〇〇〇〇〇〇.xls」「建設工事入札〇〇〇〇〇〇〇〇.csv」の2つ
【県外コンサル】・・・「コンサル申請〇〇〇〇〇〇〇〇.xls」「業者カード〇〇〇〇〇〇〇〇.csv」の2つ
- Q. 沖縄を管轄する支店（営業所）が複数ある場合はどのように申請データに入力しますか。
- A. 主な支店（営業所）をひとつ記入してください。
- Q. メールアドレスが申請書を印刷した際に、すべて表示されない場合はどうしたらいいですか。
- A. データ上で確認ができるので申請書（紙）ですべて表示されなくてもかまいません。

提出書類について

- Q. 委任状は必要ですか。
A. 提出して頂く必要はありません。
- Q. 使用印鑑届は必要ですか。
A. 提出して頂く必要はありません。

その他

- Q. 県税納税証明書は、県税全税目証明書でもいいですか。
A. 直前の決算2ヶ月後の申告納税された場合は、全税目証明書でも可。
- Q. 納税証明書等各種証明書の取り扱いについてはどうなるのか？
A. 税金・保険料等の納付確認を行う書類については「完納」が基本となります。それ以外については、下記の取り扱いになります。
- ① 県税納税証明書は、未納額があっても、「納期限未到来」の表示があり、納期限が入札参加受付期間後である場合は、可とする。
「納期限未到来」でも認めるのは、あくまで期限が「入札参加受付期間後」である場合のみです。納期限が12月16日より前であるならば、未納が無い旨の証明書を提出してもらわなければいけません（納税が反映されるためには数日かかるとのことなので、その旨の申し立てがあった場合、受付期間の残日を考慮の上、領収書等で確認して受け付けすることも可とする）。
- ② 国税納税証明書は、未納税額がある場合は、「様式その3の2及び3の3」はないので、「様式その1」の提出となる。
その場合、未納額があっても、「納付受託中」の表示があり「納付受託証書」において納期限が入札参加受付期間後である場合は可とする。
- ③ 健康保険・厚生年金保険の場合、完納証明もしくは完納した月までの証明となるので、令和元年10月～令和2年9月分までが納付されていれば可とします。
- ④ 労働保険（納入）証明書は「納付未済」がある場合でも「分納証明書」が添付されていれば可とする。
- Q. 新型コロナウイルス感染症等の影響による納税証明書等各種証明書の取り扱いについてはどうなるのか？
A. 徴収猶予の「特例制度」を申請されている業者は、納税証明書等の提出の代わりに下記の証明書の提出でも可とする。
- ・ 消費税及び地方消費税、その他の国税については「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」の写し
 - ・ 県税（法人事業税又は個人事業税）については、「徴収猶予許可通知書」の写し

- ・ 社会保険料については、「納付の猶予（特例）許可通知書」の写し

Q. 決算期変更があった会社の場合、県税の納税証明書は直近2期分でいいか？
（例えば1/1～12/31期の会社が決算期変更により1/1～6/30になった場合は、直近2期分の納税証明書は1年6ヶ月分しかない）

A. 決算期変更があっても直近2期分でかまいません。

Q. 個人から法人成した業者の場合、申請要件の営業開始後1年以上には個人時代も含まれるか？また、法人成後の決算期を迎えていない場合、納税証明書の取り扱いは？

A. 法人成の場合、商業登記簿の会社設立の日からではなく、経審の承継の手続きが行われており、経審の営業年数欄の年数が1年以上であれば登録要件を満たしているものとして取り扱います（個人期間＋法人期間）。
また、法人成後、最初の決算を終えていない場合、納税証明書の添付は省略できます。さらに、1期分だけ決算がある場合には、1期分の納税証明書を添付することとなります。

Q. 営業実績1年以上とは？

A. 入札参加資格審査の本来の目的が申請者の経営状況の確認も含まれることから、最低1度は確定申告を行った実績があり（当然納税も完納）、かつ税務署に提出する事業開始届の事業開始日から1年を超えているという2つを満たしていることが必要です。

郵送受付について

Q. 複数の業者を同封して、郵送してもいいか？

A. 書類の紛失等を避けるためにも各業者ごとに申請書（正）（控）を同封し郵送してください。

段ボール等の箱で複数の業者をまとめて申請する場合も、各業者ごとに個包装して郵送してください。